

関西学院考古

No. 7

目 次

—調査報告—

池の沢庭園遺跡発掘調査概要

.....兼康保明 納谷守幸 木谷秀次 1

古墳のあるキャンパス ——関西学院構内古墳と私——

.....武 薫 誠 9

—研究ノート—

水田址からみた初期の稻作技術について ——「不定形小区画水田」の一考察——

.....坂 井 秀 弥 13

—書評—

黒崎 直「近畿における8・9世紀の墳墓」

.....岡 野 廉 落 24

1981. 11

関西学院大学考古学研究会

池の沢庭園遺跡発掘調査概要

兼康保明 納谷守幸 木谷秀次

1.はじめに

高島郡朽木村の村井の山中に、後一条天皇の皇子が隠棲されていたと伝えられる「池の沢」とよばれる場所がある。かつてはこの場所も、炭焼きなどに利用されていたが、近年は荒れるがままの状態となり、人々の脳裏から忘れられようとしていた。ところが昭和55年、この場所に道路計画がおこり、測量調査などで樹木が伐採されたりしたため、幾人かの歴史に興味をもつ人達がこの地を訪れ、庭園風の池のあることがうわさされるようになった。

そうしたことから、県教育委員会でも事の真相を明らかにするべく、文化財保護課兼康保明技師が予備調査を行ない、統いて庭園文化研究所の村岡正先生に現地踏査をお願いした。その結果、「池の沢」はまちがいなく庭園の遺跡であり、その年代も平安末期から鎌倉時代にまで遡りうるものであることが確認された。そこで事態を重視した県教育委員会と朽木村教育委員会では、今後保存処置をとるための基礎資料を得るために、昭和55年9月2日～19日までの間、県教育委員会文化財保護課兼康技師と関西学院大学考古学研究会の協力を得て、測量および試掘調査を実施した。

なお調査にあたっては、地元村井の方々、庭園文化研究所の村岡先生、滋賀県文化財保護協会の山口順子、神谷友和氏の御援助と協力を得た。記して厚くお礼申しあげたい。

2.伝 承

池の沢遺跡に関する伝承としては、「屋敷跡」と「湧出姫」の二つの話がある。

屋敷跡 後一条天皇（在位1016～1036）には章子親王と萼子内親王のほかに、史書に記載されていない皇子がおられた。この皇子は、御所で育てるには何かと支障があったようで、やがて皇子は藤原氏一族とともに都を落ちのび、隠棲地を求めて朽木谷にやって来た。そして、池の沢の地に屋敷を建てて、ここで一生をすご



第1図 池の沢遺跡位置

したといわれている。現在、この伝承のなごりとして、村井八幡神社では皇子を御一条さまとして祀っている。

湧出姫　朽木の領主の姫（湧出姫）が病氣（一説によれば、白子であったとも伝えられている）になったので、領主は姫のために、入部以来深いつながりのある村井の里人に頼んで、村井に姫を住まわせる屋敷をつくらせたといわれている。現在、この隠棲地が村井の湧出であると伝えられている。

この二つの伝承は、その時代、内容において相違点が見られるが、不幸な皇子あるいは姫のための隠棲地として村井に屋敷を建てたという点では共通している。今、二つの伝承がどの程度の信憑性をもつものかはわからないが、かつてこの地に何らかの建物の跡があったことを暗示してはいないだろうか。

3. 遺跡の位置

池の沢遺跡は、滋賀県高島郡朽木村大字村井字湧出の通称「池の沢」に所在する。

遺跡は、安曇川によって形成された朽木谷の、左岸にある河岸段丘上の平坦地に位置している。庭園跡のある平坦地の北側は棚林谷、東と南側は安曇川にのぞむ段崖絶壁となっており、また西側は勾配の急な傾斜面である。このように、池の沢遺跡は三方切りたった崖に、また背後は急な斜面に囲まれた、他から隔絶した環境であったため、これまで訪れる人もほとんどなかった。

庭園の所在する河岸段丘上の平坦地は、東西約50m、南北約160m程の広さであり、西から東へ緩く傾斜している。この平坦地と安曇川との高さは、約20m程の差がある。

4. 遺跡の調査

調査は、まず平板測量によって庭園跡の、池の形状および周辺の地形を把握することから開始した。そして測量調査の後、池の構造および年代等を知るためにトレンチ調査を行ない、必要と認められた場所にはトレンチを拡張した。

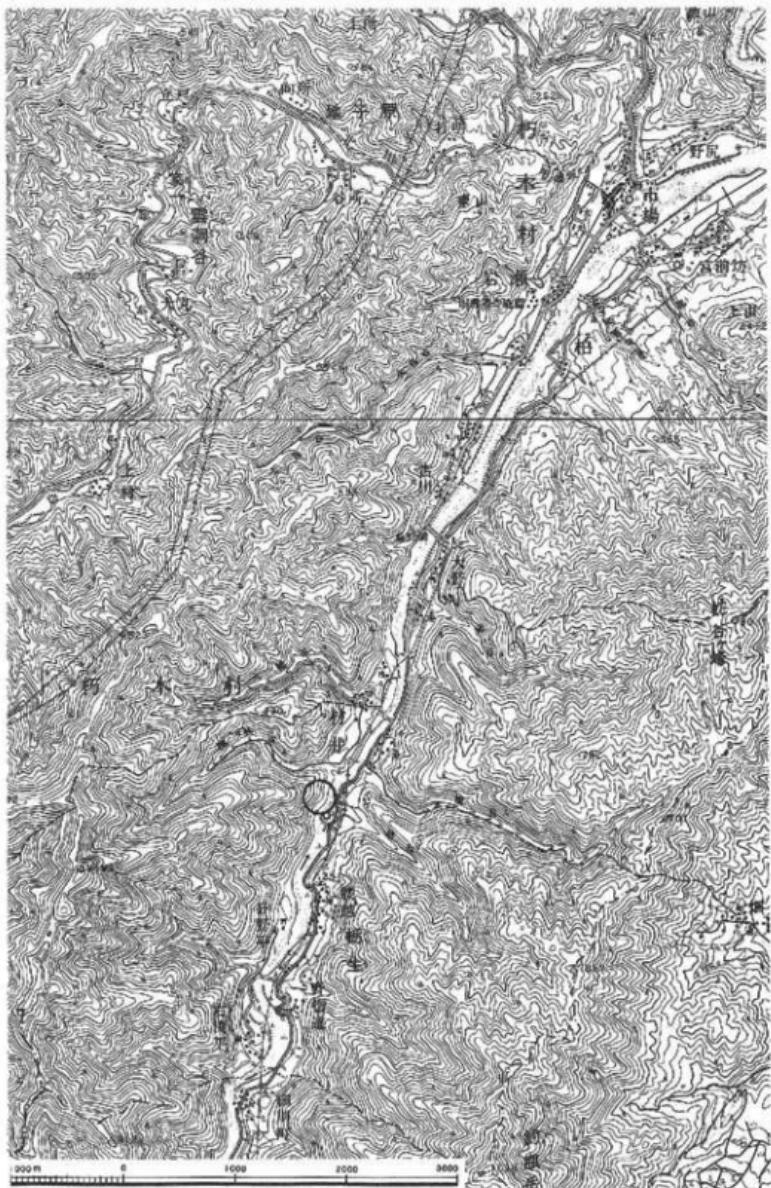
以下、今回の測量調査と発掘調査によって明らかとなったことを、述べてみたい。

(1) 測量調査

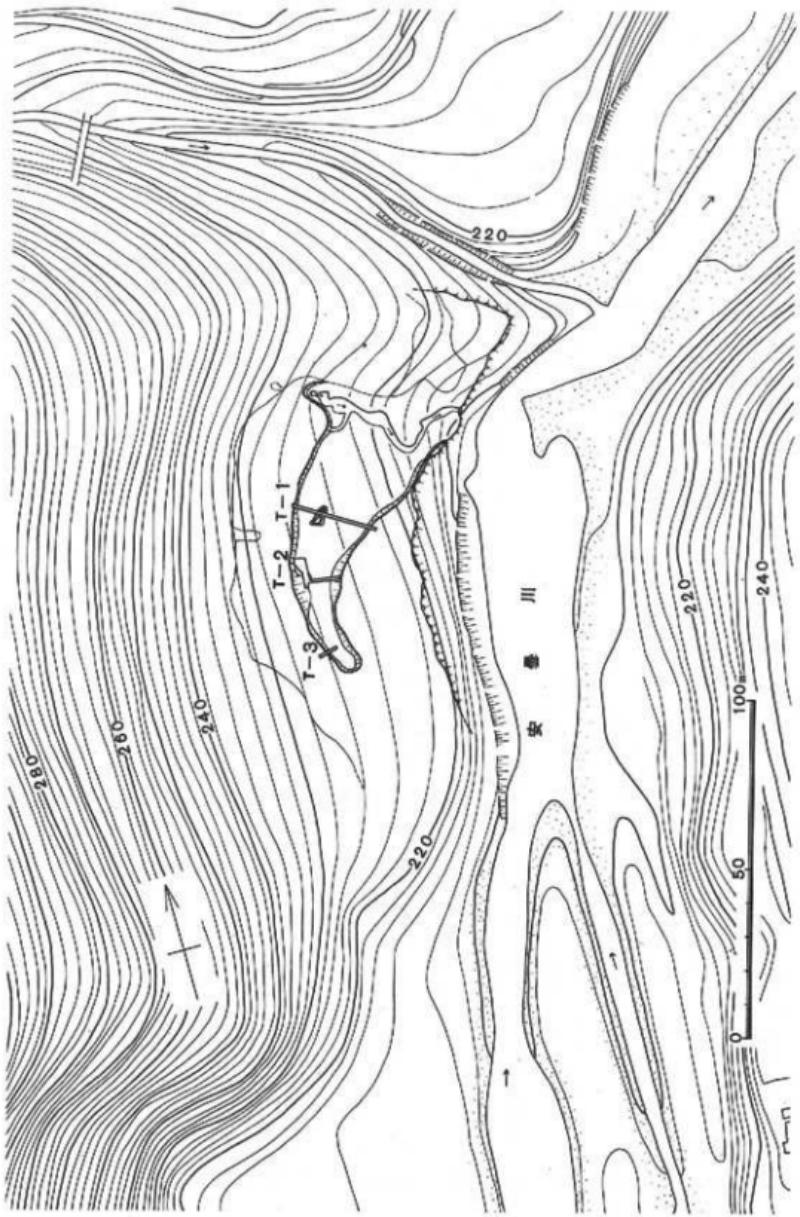
庭園跡内の池の形状ならびに周辺の地形を知るために、9月2日から4日間にわたって測量調査を行なった。その結果、池は北に広く南に狭い逆三角形状を呈していることが明らかとなつた。

池の大きさは、南北約80m、東西幅は南岸付近で約7m、第2トレンチ付近で約15m、池のほぼ中央部に位置する「中島」付近で約23m、造水状の水路付近で最大幅約32mを測る。現況では、この水路の北側付近を池の北岸と考えている。造水状の水路から5mほど北側には尾根筋が安曇川に向かって舌状に張り出している。池の東岸と西岸は曲線を描きながら緩く西へ張り出す弓状を呈しており、東岸の北端部分は河岸段丘面の東端にはば接している。池の西岸から西へ約20mほどはほぼ平坦な地形が続くが、それ以降は急斜面となる。

「中島」の大きさは東西約3m、南北約6mである。この島の南端には、正面からみて幅約

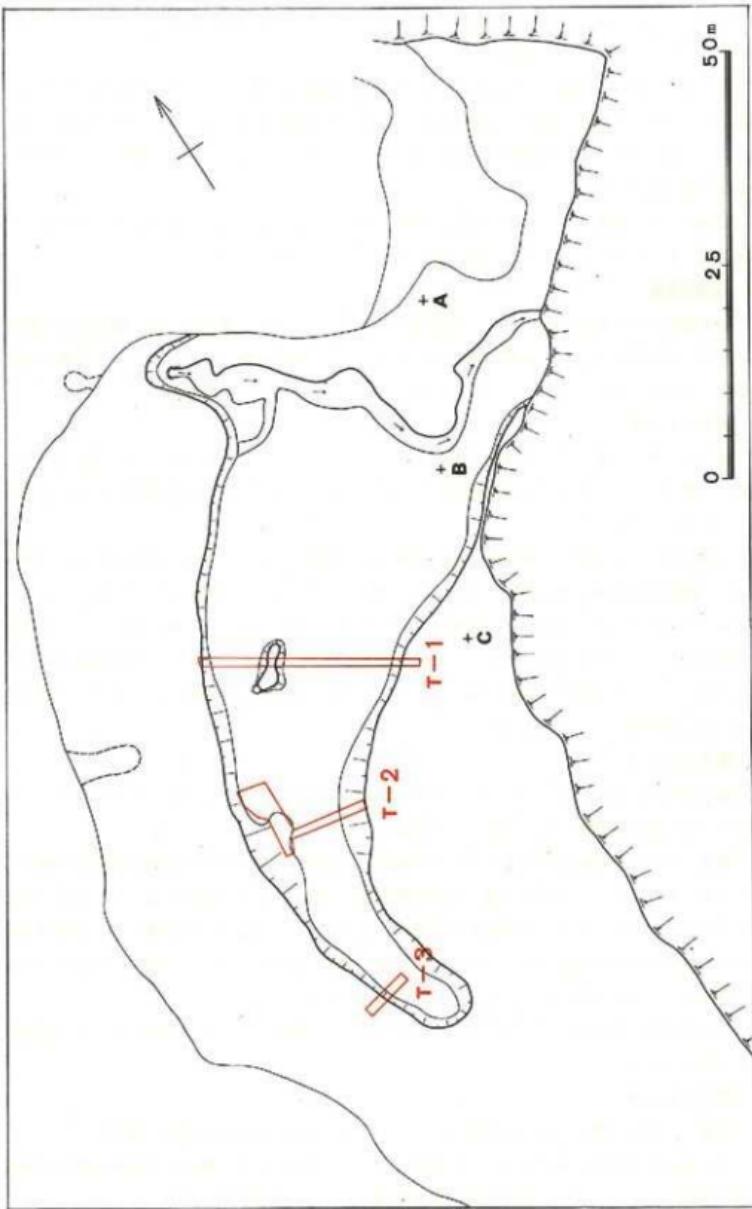


第2図 池の沢遺跡位置図



第3図 池の沢遭難場周辺地形図

第4図 池の沢遺跡 池跡平面図



1.6m、高さ約1mほどの石を人為的に置いている。トレンチ調査の結果、「中島」は岩盤を利用したものであることが判明した。

造水状の水路は、湾曲しながら西から東へ流れて安養川に落下している。水路の幅は約1～5mで、水路の水深は山麓からの湧水である。池の沢遺跡の周辺には数基の炭窯跡が見つかっている。池の北西にある炭窯跡では近年まで炭が焼かれていたようで、その際に、この水路の水が利用されていた。

庭園内の池は埋没しているが、現在でも地下水位が高く湿地となっており、池の表面は水苔によっておおわれて、イモリなど両生類が多数生息している。

(2) 発掘調査

測量調査に引き続き9月4日から発掘調査を行なった。今回の調査は、池の構造および庭園の造営年代等を知るための試掘が目的であることから、調査は最小限にとどめた。発掘は池を横断する3本のトレンチ（第1、第2、第3トレンチ）を設定して実施した。

第1トレンチ

池の中央部に位置する「中島」を横断するように第1トレンチ（1×2.5m）を設けて「中島」の構造および土層堆積状況を調査した。その結果、「中島」は岩盤を利用したものであることが明らかになった。

土層は厚さ20cmほどの茶褐色腐植土層が表土を形成し、その下方には厚さ10～30cmほどの暗褐色粘質土層が堆積しており池の西岸と「中島」との中間で最も厚くなっている。さらにその下方には、樹木などの腐植物を含む土層が堆積しており、庭園の造営前に付近が沢の状態であったときに堆積したものと思われる。この下には貝殻などを含む青灰色砂層となる。

なお、トレンチ東端から西約2mのところに直徑10cmほどの杭が打ち込まれていた。おそらく池の護岸用のものと考えられる。

第2トレンチ

測量調査時に地表に多くの石が認められた場所に第2トレンチ（1×1.5m）を設けて、これらの石が池の造営時のものであるかを調査した。

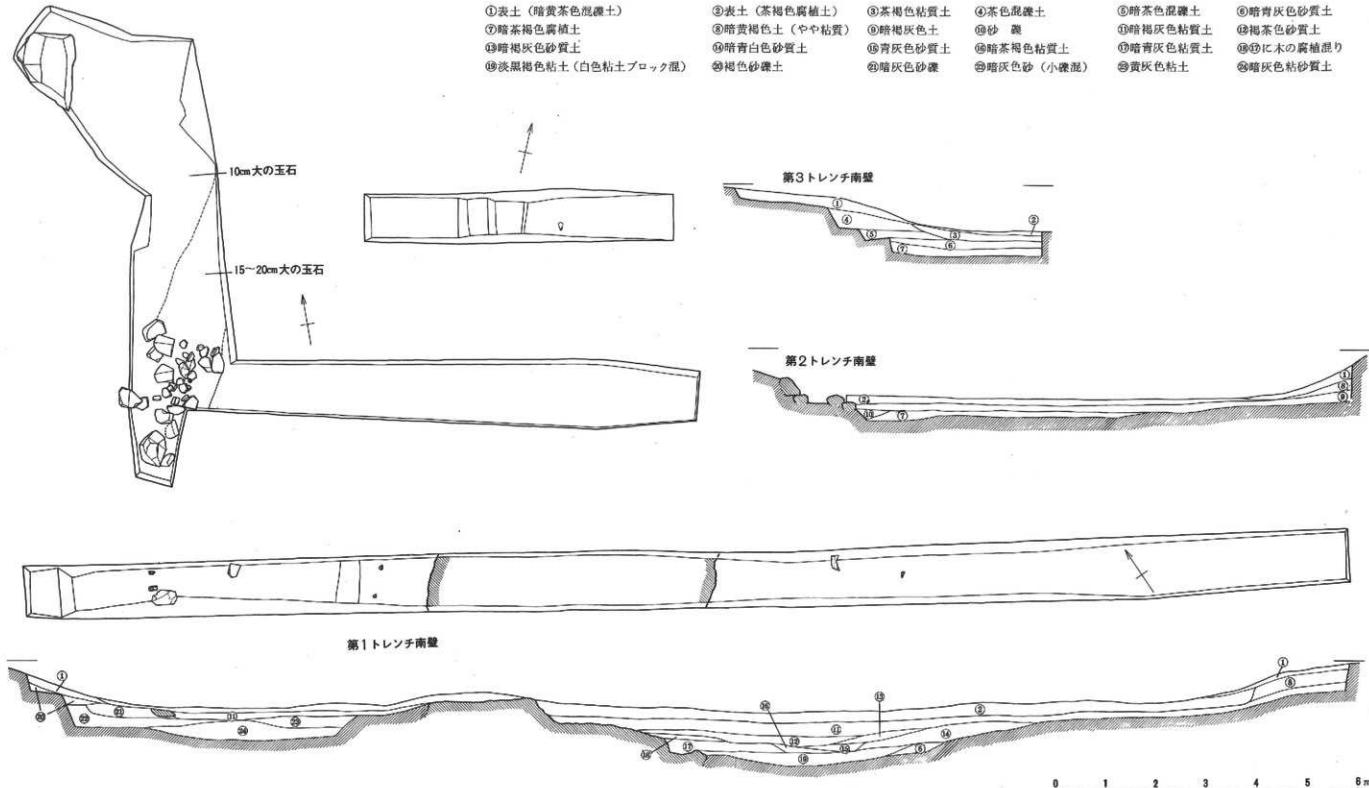
第2トレンチの層位は、第1トレンチと同様で、調査前に見られた石は後世に動かされたものであった。しかし、さらに下層で石敷が検出され、池の造営時に敷きならべられたものと考えられた。そこでトレンチの西端部分を南北に拡張して石敷の広がりを調査した。安養川の河原より運んだ直徑20cmほどの玉石を敷きつめた池汀とよばれる人工の堤をつくり、そこに1～2mほどの大きな石をならべたことなどが明らかになった。

なお調査時に表土中から土師質皿の細片が出土し、石敷のうらごめの砂層中から中国製磁器片が検出された。

第3トレンチ

旧池岸の状況を確かめるために第3トレンチ（1×6m）を池の西南隅に設けた。

池の部分では第1、第2トレンチと同様に表土（暗茶褐色粘質土層）、茶褐色灰土層の順に確認でき、その下方に暗茶褐色腐植土層、暗青灰色砂層が検出された。



第5図 池の沢遺跡 各トレンチ平面並びに断面実測図

第3トレンチの西端部分の土層は、上層から暗茶色混疊土層、茶色混疊土層、暗茶色混疊土層の順になっており、これが旧池岸と考えられる。

以上3本のトレンチ調査による結果から池の造営時の池底は、表土および暗褐色粘質土層を除去した面と考えられる。

5. 出土遺物

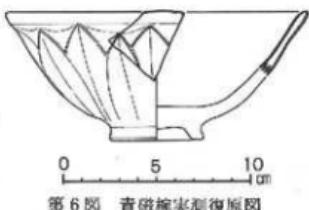
第2トレンチから青磁、土師質皿の破片が出土したが、土師質皿については細片のため図示できなかったので、ここでは青磁について報告し、かつその年代について若干の考察を加えてみたい。

青磁（第6図） 口縁部をわずかに残す碗の破片である。胎土は精良で灰白色を呈している。釉はオリーブグリーンで、0.5mm程度の厚さではほぼ均一にかかっている。外面上部にはヘラで描かれた蓮弁を削り出した鎬蓮弁文が施されており、鎬葉は2枚残存している。内面は無文で、貫入は内外面とも認められない。

小破片ではあるが他遺跡より出土した資料より復元を試みると、口径16.2cm、高さ6.8cmとなる。この種の碗は高台が低く、その断面は台形状を呈し、底部の器肉が厚く、体部は底部から内窓気味に立ちあがり、口縁部はそのまま丸くおさめるか、あるいはわずかに外反するものが多く、外面には陽刻かヘラ描きの蓮弁文が施されている。また淡緑色、灰緑色などの釉薬が全体に厚くかかっているが、高台部墨付およびその内部にはかかっていない。法量は口径16.0cm、高さ7.0cm前後の規格化されたものが多い。このタイプはその形態、手法の特徴から中国浙江省龍泉窯系の製品と考えられている。県内における本遺跡と同じ青磁の出土例は、野洲郡野洲町野洲郡衙推定地や高島郡高島町中ノ坊遺跡などにみられるきわめて一般的なものである。

年代については、蓮弁文青磁の12世紀代にさかのぼる確実な資料は確認されていないが、13世紀にはいろいろと各地でこのタイプの出土がみられる。このうち年代を考えるうえで目安となる資料は、大宰府月見山遺跡SD605出土の遺物がある。ここではSD605の最下層から貞応三年（1224年）の銘をもつ墨書き木札とともに、このタイプの碗が出土している。この遺構の年代は其伴した土師器が二型式に分類でき、しかも量的には後出の型式のものが多いことから考えて、13世紀前半～中葉にかけての時期に求めることができる。したがって伴出した青磁もそれと同様の時期と考えてよいだろう。また、前川威洋氏の編年においても、蓮弁文青磁に同じような年代が与えられている。

以上のことから、本遺跡で出土した蓮弁文碗の年代は13世紀前半～中葉にかけての時期と考えておきたい。



第6図 青磁碗実測復原図

6. まとめ

(1) 調査の成果

調査の結果、池の深さは約40cmで、かつてその地にあった沢を利用して池にしたものであることが判明した。さらにその際、池の岸には直徑10cmほどの杭を打ちこんで護岸としたり、あるいは、安曇川の河原より運んだ直徑20cmほどの玉石を敷きつめた池汀とよばれる人工の浜をつくり、そこに1~2mの大きな石をならべた様子などが明らかになった。

(2) 庭園の年代

さて庭園の年代であるが、池の構造、あるいは池汀の玉石の裏ごめの砂層から、中国宋代の龍泉窯系の青磁の破片が出土したことなどから、鎌倉時代前期（13世紀前半～中葉ごろ）と考えられる。ただ、池の底にまったくと言ってよいほど、遺物が堆積していなかったことから考えて、その使用期間は短かかったものと推定される。また、今回の調査では発掘を実施しなかったが、池の周辺の平坦部に建物跡（館か？）があったようで、今後の調査によって明らかになって行くであろう。

(3) 庭園の運営者

最後に、この庭園の使用者であるが、記録にはまったくあらわれない。さらに、調査によって得られた年代は、朽木氏の祖佐々木信綱が承久の乱（1221年）の功により、朽木荘の地頭職になる前後の時代であり、一方佐々木氏も信綱の次男高信の孫にあたる義綱（弘安十年～1287年、朽木氏を称す）まで不明な点が多く、佐々木氏の庭園とするにもまだ十分な証明はできない。しかし、県下で最古の庭園の一例に含まれることは明白であり、今後の環境整備と歴史的な研究により、史跡としてよみがえるであろう。

＜註＞

- ① 玉木京編『朽木の昔話と伝説』（朽木村教育委員会 昭和52年）
 - ② 『野洲郡衙推定地第一次確認調査概要報告書』（野洲町教育委員会 昭和51年）
 - ③ 兼康保明「高島町中ノ坊遺跡」（『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書』V、滋賀県教育委員会 昭和53年）
 - ④ 亀井明徳「宋代の輸出陶磁 日本」（『世界陶磁全集』12巻、小学館 昭和52年）
 - ⑤ 石松好雄・横田賢次郎他「大宰府史跡—昭和49年度発掘調査概報—」（九州歴史資料館 昭和50年）
 - ⑥ 横田賢次郎・森田勉「大宰府出土の輸入中國陶磁について」（『九州歴史資料館研究論集』第4号、九州歴史資料館 昭和53年）
- ここでは蓮弁文青磁を4つに分類し、鍋のないものをI-5-a、鍋のあるものをI-5-bとしている。
- ⑦ 前川威洋「土師器の分類および編年とその共伴土器について」（『福岡南バイパス関係埋蔵文化財調査報告』第8集（下）、福岡県教育委員会 昭和53年）

古墳のあるキャンパス

——関西学院構内古墳と私——

関西学院大学名誉教授

武 藤 誠

はしがき

昭和55年の8月、小原関西学院同窓会専務理事から、9月刊行の「母校通信」64号の表紙を、学院構内古墳のカラー写真でつくり度いで協力してほしい、との申し出をうけた。週刊誌型のこの冊子は、年二回発行の同窓会の雑誌で、表紙は四季おりおりの美しい校庭の景観写真を用いるのを例としている。校庭にはほぼ完形の6世紀の横穴古墳があるという、稀な景観をとりあげることは、面白い企画だと思い、協力を約した。同時に専門知識のない同志の方々のために、古墳の解説の執筆もお引き受けをした。そして与えられた字数に、なんとか納まるようにと苦労して認めたのが本稿である。

この古墳を調査し、研究し、それを発表し、また保存策を講じた過去半世紀の思い出をたどれば、小さいながら日本の考古学と文化行政の歴史を反映しているので、語りたいこと、記したいことは尽きない。特にこのような仕事が常に歴代の考古学研究会の熱心な会員諸君の努力に支えられて進められていることは、特筆せねばならないが、それも一言触れるにとどめねばならなかつた。

本稿は老研究者の思い出の記にすぎないが、このような文を綴ったことをせめて考古学研究会の諸君に報告し、感謝したいと思い、貴重な紙面を提供してもらった次第である。

なお、「母校通信」より転載するに当り、若干の補筆や、省略をおこなった。また同窓会事務局の了解も得たことを付記する。

1

六甲山東麓の景勝の地、「上ヶ原」台地の名は、関西学院のキャンパスとなって以来、ひろくその名を知られるようになった。校歌「空の翼」でくり返しとなえる「上ヶ原ふるえ」の歌詞によって天下に周知されている。

ところがこの地名は、実は学院移転（昭和4年）以前から、古代史研究者の間には、古墳の分布いちじるしい地としてよく知られていたのである。このことは、古墳をはじめ考古学上の遺跡や遺物の発見が、新聞紙上に大きい活字になり、考古学に関する世人の关心と知識がいちじるしく高くなった今日でも、意外の感をもつ人が多いだろう。上ヶ原で何カ年か学んだひとたちでも、恐らく知っている人はすくないと思う。昭和のはじめごろから住宅地開発がはじまり、多数遺存していた古墳がすでに姿を消して仕舞っているのだからそれも止むを得ないだろう。しかし、たゞ一基、それも八分通り、形態・構造をよくのこしている古墳が、学院内に破壊されないで遺されているのだが、その貴重な、今日いう文化財の存在さえ知らない人が多い。キャンパスに、古

代史研究に重要な古墳をもっている大学は、まずあるまい。昭和7年以來、学院の各学部で日本史学を講じ、しかも古代史とくに考古学を研究分野とした私は、米任以来この古墳にいろいろのかかわりをもった。その経緯のあれこれを記し、学院関係の人たちに、この古墳を知っていただきたく、本稿を執筆した。

2

上ヶ原の古墳に関する最も古い記録は、享保20年（1735）に並河誠所が編述刊行した『五畿内志』のうちの「攝津志」で、「車塚は上ヶ原新田」（武庫郡「陵墓」の項）と記し、荒墳の一として記している。車塚とよばれる古墳は全國に多い。それは前方後円形の墳丘をもつ古墳に一般的に名付けられているので、この呼び名からこの古墳がいわゆる前方後円墳であることがわかる。その位置は安政4年（1857）の村絵図に可成り大きくえがかれているので、ほぼ推定される。どうやら学院敷地内の南部あたりらしい。若しこの前方後円墳がこわされずにいたら、上ヶ原の景観は大きく変わるものとなり、学院キャンパスも、今日のような敷地をとることが出来なかつたであろう。

上ヶ原の古墳が郷土史家の注意をひき、考古学者の専門研究がはじまり、学界に知られるようになるのは大正の中ごろから昭和のはじめである。大正7年に有名な喜田貞吉博士が『攝津郷土史論』に執筆され、のち『神戸市史』別録1（大正十三年刊）に収められた「武庫地方上代の遺物遺蹟」という論説に

甲東村上ヶ原新田の北方、仁川南畔より山手にかけて群集墳あり、今尚二十数個存す。
と記され、小林行雄氏が昭和9年に発表した「技術からみた古墳の様式」（『考古学』5-6）に載った上ヶ原古墳群20基の分布図によって、群集墳の遺存例として注目されるようになった。その分布地域は現在の心理学研究室（ハミル館）やテニス・コートのあるあたりに当る。

3

私が上ヶ原古墳群を知ったのは、旧制高校在学中の大正14年秋、居宅が仁川に移ったので、休暇中に仁川河畔や両岸の台地の縁辺一帯を散策するようになって以来のことである。もちろん、まだ考古学の知識もなく、歴史好きの青年の目で見るにすぎなかった。京大で日本史学を専攻するようになっても、史学理論や史料原典の勉強に忙しかったので、特に关心をもつこともなく、住宅地開発のために次第に失われて行くのを見送っていたのは、今から思えば恥ずかしい次第である。

卒業後、兵庫県の嘱託をうけ史蹟調査にたずさわるようになり、昭和7年から学院の大学予科で日本史を講義することになった。当時、神話伝承にはじまる日本古代史ではなく、古代人の生活の中で生み出された道具や、住居跡や、墓など、有形文化遺産によって実証に日本史の黎明期を伝えようという学風が興っていた。私はこのような学風の中で育ったので、学問を実践に移すのに、もっとも恵まれた職場を与えたわけである。

当時学院には史学を専攻する教員がなかったので、予科だけでなく、専門学校として存続して

いた文学部や神学部でも授業をもち、縄文土器や弥生式土器、銅劍・銅鉢・銅戈や古墳の講義をした。これらの遺物・遺跡は、そのころは限られた人たちにしか知られていなかつたので、学生諸君に喜ばれた。古い同窓に会うと「先生の授業で古墳の話だけはおぼえています」と云つてくれる人が多い。兵庫県の史蹟研究の任務も、引きつづきやっていたので、その立場を活用して学生有志をつれて県下の代表的な古墳を見学したこともある。姫路市にある塙場山古墳へ行ったとき、当時予科生であった小寺学長も参加し、後日その思い出を語って與れたことがある。

キャンパスの古墳は、周辺の古墳が姿を消していくに従つて稀少価値を高めた。この古墳だけは保存したく、それにはまず学院内部の人たちによく知って貰いたいので、調査記録をつくり、写真と実測図をそえて、昭和10年11月刊行の「中陵」（大学予科会発行）に登載した。この調査には柏倉亮吉氏（当時予科の授業担当講師、現在山形大学名誉教授）が協力して下さった。また予科の児玉国之進先生と予科生加藤・川口両君の助力を得た。こうしてはじめて「学院構内古墳」が正確に世に知られることになった。その記述概要は次記のとおりである。

学院敷地の西北隅、図書館裏の池（いま池を埋めて社会学部校舎があるところ）の西北方に位置し、古墳時代後期（6世紀～7世紀前半）の、横穴式石室をもつ円墳である。封土は径1.2m・高さ3m、石室は入口を南に開いた狭長な平面をもち、玄室の奥行4.74m、幅1.5m、高さ2.40m。側壁は上方へ、もち送つて積み、幅をせばめてあり、天井部では70cmとなっている。天井石は四個の巨石を用い、巨大な奥壁の石とともに、この形式の古墳構築の特徴を示している。後室は破壊部分が多く、全形不明だが、東壁は玄室東壁の延長線につくり、西壁をもち出して幅を1.20mにせばめている。長さは残存部で5mを測る。高さは明確に測り難いが、玄室部との境で1.60mである。（石室の計測値は後述の再調査のデータによる）

4

戦時中、キャンパスの大部分が徵用されたが、古墳の所在地は幸いに供出をまぬがれたので旧状のまま新しい時代を迎えた。日本史とくに古代史の見方が大きく変わり、考古学の研究成果にもとづく古代史の見直しが歴史教育の主流となって、古墳をはじめ古代の文化遺産が歴史資料として重んじられるようになった。学院大学にも文学部に史学科が開設され（昭和26年）、日本史学専攻コースが置かれ、日本考古学を研究テーマにする学生ができた。考古学研究会も生まれ、多数の学生が集まるようになったので、学院古墳の再調査を行なった。たまたま西宮市史編集事業がはじまり、私はその専門委員になっていたので、市史の資料調査作業の一つとして昭和34年の春休みを利用して史学科学生とO.B.によってこの調査を実施した。玄室内に流入していた土砂を搬出し、床面を検出して墳の構造を明らかにすると共に、埋葬遺物の一部や副葬品を見出し、多くの収穫を得た。副葬品は金環（銅芯金張りの耳環）5、滑石製勾玉1、こはく製なつめ玉2、碧玉製くだ玉7、水晶製切子玉6、硝石製小玉35をはじめ、鐵鎌4、馬具（革帶留金具片）1、須恵器（壇、壺各1）と断片若干であった。遺骸は棺が全く失われ、床面で大腿骨はか骨片若干と歯二個体以上が見出された。本来家族葬の性格をもつ横穴式古墳であるから、二次、三次埋葬がおこなわれたのであろう。



関学構内古墳（東北方から見た全形）

なお市史を執筆中に本墳の東南30mばかりのところにも古墳があり、用水池をつくったときに破壊され、その副葬品が、大正三年に池底の掘りさらえ作業中に発見されたことが、宮内省諸課部に提出された書類によって判明した。この提出書類に、数多い古墳が周辺山林にあり、村人が「百塚」と呼んでいると記してある。このことは、学院の古墳が群集墳の一つであることを証明する。古墳の築造は前期・中期には限られた少數の権力保持者のみがなしえたが、後期の末になると、戸単位にささやかながら、今日古墳とよばれる形をそなえたものをつくるようになり、爆發的にその数を増し群を形成した。学院の古墳はその構造や副葬品から見て、この古墳群のうちで一段ぬき出たものと思われる。従って集落のうちでのもっとも有力な家の墓といえよう。

5

こうして次第に脚光を浴びるようになった「関西学院構内古墳」は、西宮市が文化財保護条例を制定して間もなく、「西宮市指定文化財」に指定され（昭和49年3月）、翌50年には市費をもって保存のための金網や説明板がつくられ、旧貌一変した。末永く保存の保障がえられたことは喜ばしい。それに増して嬉しいことは、去る51年3月定年退職した私に、考古学研究会の学生諸君が『関西学院考古』第3号を「仁川流域の後期古墳研究号」として献呈してくれたことである。

水田址からみた初期の稻作技術について

——「不定形小区画水田」の一考察——

坂井秀弥

1.はじめに

水田址の調査例は最近とみに増加している。水田に生々しく残された足跡や縄文晩期の土器とともにうな水田址の発見は、ひとびとに鮮明な印象を与えるとともに、稻作の開始時期やその技術について大きな問題を提起した。

これまで水田址といえば、昭和22年に本格的な調査が実施されて大きな成果をあげた静岡県登呂遺跡を代表とするほか、滋賀県大中の湖南遺跡、岡山県津島遺跡など数例をかぞえるにすぎなかった。これらはいずれも弥生時代の水田址とされ、低湿地に開かれた当時の水田の実態を明らかにしたのである。稻作に関する農耕技術、水田開発の研究もこうした資料を中心にして展開されてきたといえよう。

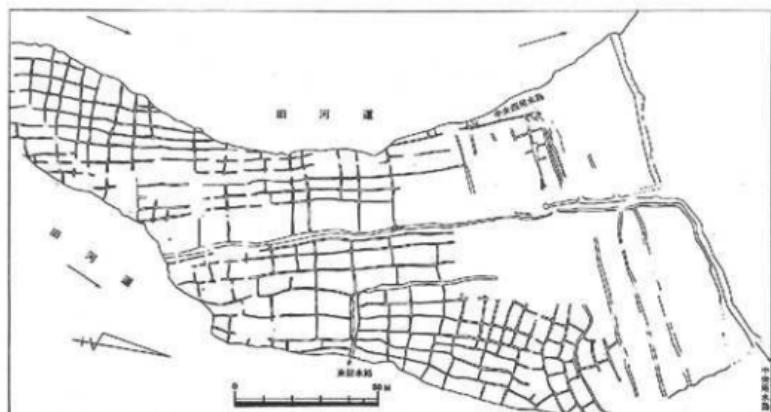
一方、最近になって北九州から関東地方にわたる地域の各地で、検出例が続々と報告されるなかで、従前の水田址とはちがった構造をもつ水田址が明らかにされた。登呂遺跡の水田址などよりはるかに小さな区画に仕切られた水田が一般的でさえある事実は、とくに注目を集めた。小さな区画の水田では弥生時代前期の滋賀県服部遺跡例が時期的にもっとも古く、古墳時代でも各時期に存在する。地域的にも限定されることなく、広い地域にみられるのである。

こうした小さな区画をもつ水田は従来の研究から説明できない側面をもっている。そこで、小稿では小さな区画のうち時期的にもっとも遅い滋賀県服部遺跡の水田址の検討を通して弥生時代から古墳時代の水田開発についての一様相を論じてみたい。

2. 服部遺跡の水田址(第1図)

(1) 服部遺跡は琵琶湖東岸にひろがる湖東平野の主要河川、野洲川の下流域に位置し、守山市服部町地先に所在する。周辺は南流する野洲川によって形成された緩扁状地末端にあたり、標高は約9.0mで琵琶湖の水面との比高差は約5mを測る。当遺跡は野洲川改修にともなう新しい河道の建設に際して発見された、弥生時代から鎌倉時代に至る大規模な複合遺跡である。昭和49年10月から昭和54年3月までの四次にわたる調査により、1.2万m²にも及ぶ対象地から各時代の住居址、墓、溝などの遺構や琴、銅印をはじめとした貴重な遺物が数多く検出された。いくつかあげられる成果のうち、弥生時代前期とされる水田址もそのひとつである。

水田址は現在の表上下約3mで検出された。確認された総面積は、東西を古墳時代前期の旧河道によって削られているものの、1.8,700m²に達する(第1図)。水田は厚さ50~70cmの青灰色粘土層を基盤とし、耕作土は厚さ1.5~2.0cmの黒色粘土層である。黒色粘土層直下には



第1図 服部遺跡の水田址（原図『滋賀県文化財だより』23）

糸根状の水酸化鉄がみられ、その下層にセピア色で斑点状のマンガン化合物がまばらに存在している。

水田がひろがる地区は低平ではなく、微妙な起伏がある。北部に砂と砾からなる自然堤防状の微高地があり、その南から低地に移行している。低地の中央には幅1.4～2m、深さ0.2～0.8mの溝が南北から北へ流れ、微高地を迂回するように屈曲している。南側は溝を中心にして平坦な地形を呈し、微高地縁辺部では1/100から部分的に3/100～4/100ほどの傾斜をもつ。

水田の区画はほぼ方形ではあるが、多様な形状、規模をとるもののがみられ、一定していない。確認された水田面260枚のうち最大の大きさをもつ区画は南側の溝沿いの282m²、最小の区画は微高地縁辺の10m²である。低平な部分では大きく、傾斜面上では小さな傾向にある。畦畔は微高地縁辺では等高線の方向と傾斜線に沿うものとがあり、平坦部では溝の方向に平行するものと直交するものがある。ただ、南北から北に向って低くなる地形に合うように、南北方向の畦畔はほぼ貫通するのに対し、東西方向の畦畔は直線的でなく、乱れている。このような水田区画の形状は造田に際して、地形に制約を受けた結果によるものと考えられる。

畦畔には大小の区別がなされている。大きい畦畔は幅80～150cm、高さ15～30cmで、上面が平坦になっている。小さい畦畔は幅20～60cm、高さ5～20cmで、断面は台形状を呈する。大きな畦畔は一部削り出しによってつくられているが、小さな畦畔も含めて大部分は耕作土と同じ黒色粘土を盛ったものである。畦畔にともなう矢板、杭などはみられない。水口は小畦畔、大畦畔とも二箇所ずつ設置されていた。これは畦畔の一部を切開しただけのものである。中央の溝以外に東西に2本の溝が存在する。

水田にともなう遺物の検出はなかったが、水田面の上に弥生時代中期中葉から後半頃の遺構面となる土層があり、耕作土となる黒色粘土層が他の地点では、弥生時代前期新段階の遺構に切り

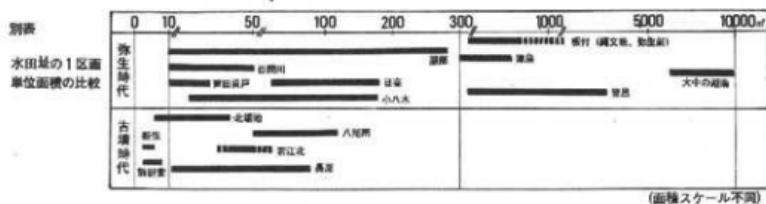
こまれていることから、水田址は弥生時代前期末から中期初頭の時期が想定される。なお、プラント・オパールの分析から、稻の存在が裏付けられている。

3. 区画の形状からみた水田址の分類

服部遺跡の水田で注目される事項は、まず第一に水田が低平な地形上に造成されておらず、微妙な起伏をもってひろがっていること、第二に水田の区画が規格性のない不定形の小区画であること、の二点である。水田の区画が不定形で小さくなる要因は、区画が微地形にあわせて設定されていることによる。すなわち、造田以前の地形を削平したりして大きな区画をとることをせず、微地形をそのまま利用し、その上で灌水させるため、地形の状況に合致させた小さな畦畔を設定しているのである。幅が狭く、高さがごく低い畦畔が農作業における歩行や土地の区画などを目的としていることは、明らかであろう。このようにみてくるならば、服部遺跡の水田の特質は不定形の小区画をとっていることに象徴され、ひいては区画の単位面積が10~282m²というように大きなばらつきが目立つことに反映されている。

水田の区画が小さく、かつまたそれぞれの区画の形状や大きさに規格性をもたない例は、最近の調査でいくつか報告されている。別表は各遺跡の水田を構成する一区画の単位面積の幅を表したものであるが、これより服部遺跡の水田に類似する例をあげることができる。岡山県百間川遺跡(弥生時代中期)、群馬県日高遺跡浅間C軽石層下(弥生時代後期)、同小八木遺跡(弥生時代後期)、同芦田丘戸遺跡浅間C軽石層下(弥生時代後期)、大阪府若江北遺跡(古墳時代前期)、同八尾南遺跡(古墳時代前~中期)、同長原遺跡(古墳時代後期~飛鳥・奈良時代)、三重県北嶺池遺跡(古墳時代前期)などがそれである。これらのうちの一区画の最小規模は北嶺池遺跡の6m²、最大は服部遺跡の282m²である。

服部遺跡の水田で指摘した微地形と区画の形状との関係はおおむねどの遺跡でもみとめられる。たとえば、百間川遺跡では微高地縁辺、微高地間の低地、浅い谷状地と起伏に富んだ地形上に水田が展開しているが、それぞれの立地における区画の規模は平均でおのの25m²、50m²、35~45m²となり、低いところでは広く、微高地縁辺など傾斜をもったところでは狭くなる傾向を示す。百間川遺跡以外でも同様のあり方をしており、水田の区画が地形に対応して設定されていることが理解される。さらには水田の区画をおこなう畦畔がいずれも幅20~60cm、高さ5~20cmの盛土のみで築かれた小さな畦畔であることもこれらの水田に共通している。以上のことをから、服部遺跡の水田をはじめとした、規格性のない小さな区画からなる水田は、ひとつの類型として把握されるのである。



一方、これらの水田よりさらに大きな区画からなる水田址がある（別表）。従来の3遺跡、すなわち津島遺跡（弥生時代前期）、大中の湖南遺跡（弥生時代中期）、豊呂遺跡（弥生時代後期）と最近の発掘例である福岡帆板付遺跡（細文時代後期末、弥生時代前期初頭）がこれにあたる。一区画の最小規模は津島遺跡の約300m²、最大規模は大中の湖南遺跡の9,600m²である。もっとも小さい区画でもさきの類型の最大規模をうわまわっているように、両者の区画の大きさには歴然たる格差が存在する。これらの区画は幅50cm以上の畦畔によって形成され、これ以下の大きさの畦畔はまったく存在しない。また畦畔は矢板や杭などの木材が打ちこまれており、土盛りだけのものではない。津島遺跡では沼沢地と水田とは矢板によって仕切られている。豊呂遺跡では地形と区画の大きさに関連が認められ、この点前述した類型と共通しているが、一区画の単位面積に大きな隔たりがあり、畦畔の構造も矢板、杭とともに異なるか否かという相違点がある。こうした意味から、板付遺跡をはじめとした大区画を主体とする水田は、腹部遺跡などの不定形な小区画を主体とする水田と対称的な類型として対比されよう。

ところで、畦畔に矢板や杭を打ちこむのは盛土だけの畦畔を補強することにその目的があると考えられる。水田の地下水位が高く、水田耕作土に多量の水分を含む場合、盛土だけの畦畔では軟弱であり、崩落する。水田面の滯水が多い状態では、水によって畦畔が浸食され、さらにその可能性を強くする。畦畔に矢板、杭をともなう板付遺跡以下の四遺跡の立地や水田耕作土とその基盤層を観察すると、これらの水田土壤は地下水位の高いグライ土壤であることが知られる。水田土壤からみれば低湿地に開かれた湿田に分類される水田なのである。低湿地であればこそ地形が低平になりやすく、小区画をとらなくとも容易に滯水させることができるのである。大区画の水田のなかでも9,600m²と特に大きい規模をとる大中の湖南遺跡は湖水表面下のごく浅いところに形成された平坦地が、潮の水位の上昇とともに陸地化したものと考えられ、こうした特殊条件のもとに形成された地形ゆえに巨大な水田区画をとることができたと思われる。

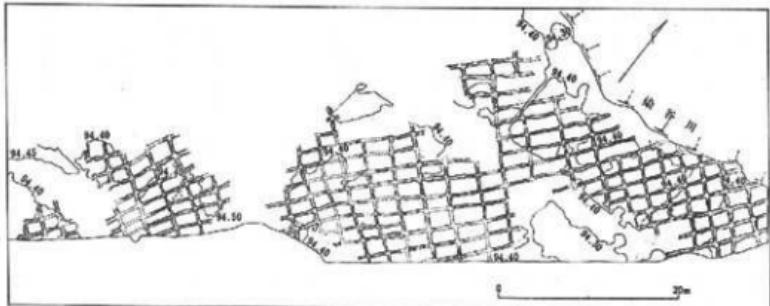
大区画からなる水田を低湿地に開発された水田として位置づけるとき、腹部遺跡などの不定形で小区画をとる水田は、大区画の水田との対比からおのずとその性格が類推される。小さな区画の水田が盛土だけの畦畔をもつことは、少なくとも矢板、杭などの補強材を必要としないほどの水田土壤であったことを示す。地下水位が高くないう場合、耕作土が粘性をもつことにより、これをもって畦畔を築くだけで充分その機能を果すことが可能である。盛土だけの畦畔を崩落させないくらいの滯水状況であったことは、これらの水田における土壤が裏付けている。百間川遺跡の水田では鉄・マンガンの集積層が介在するというし、腹部遺跡でもしばらながら鉄・マンガンが存在する。水田耕作土下に生じるこれらの溶脱・集積現象は一定期間水田が乾燥することにより、土壤が酸化と還元を繰り返すために生成されるといわれる。通常、人工的な水の管理がおこなわれる旱田に典型的にみられる現象である。したがって、小区画の水田にこの現象が認められるることは、これらの水田が常時滯水しない時は冠水の状態が続いているのではなく、乾燥した期間が存在したことを見出している。水稻耕作に有効な排水、用水がどの程度達成されていたかは別として、いわゆる湿田ではなく、水田土壤の分類からすれば、半湿、半旱田とされるものであろう。

ところで、ここで問題となるのが腹部遺跡の場合である。前述したように腹部遺跡の水田は強

グライ土壤を基盤とし、その上の黒泥土を耕作土としているように、必ずしも地下水位の低い状況ではない。報告者がいうように「湿田」の様相を呈している。しかし、服部遺跡で考慮されなければならない問題は、琵琶湖の水面下より発見された大中の湖南遺跡からも知られるように、過去における琵琶湖の水位の変動とそれにともなう地下水位の変化という問題である。琵琶湖の水位が上昇したときには必然的に周辺の地下水位は上昇し、逆に低下すれば地下水位も同様に低下しよう。²³ 琵琶湖沿岸周辺の遺跡の分布と時期的な消長から、少なくとも弥生時代中期後半から後期にかけては湖水の上昇をみている。服部遺跡の水田が経営されていた弥生時代前期末から中期初頭は大中の湖南遺跡が宮された時期とほぼ同時期であり、服部遺跡の水田が造成されていた時点では、琵琶湖の水位は現在より低かったと考えられる。服部遺跡の水田面は8.5.5 mで、現在の琵琶湖の水位8.5 mをわずかに上回っているにすぎない。したがって、いま遺跡でみられるグライ土壤の水田址は当時の状態そのものではなく、水位の上昇にともなって生じた地下水位の上昇によるものと推考され、この水田を湿田とするのは妥当ではないと考えられる。

以上のように、これまで検出された水田址のなかから、区画の形状、規模によって二つの類型を抽出することが指摘される。二つの類型とは服部遺跡のように不定形の小区画を主体とする水田と板付遺跡のように大区画を主体とする水田である。両者の相違は水田の立地によるものであり、前者は低湿地に依拠し、後者はこれに比して乾燥した、わずかな起伏、傾斜をもった土地に開かれている。あえて言うならば、大区画の水田が湿田とされるのに対し、不定形小区画の水田は半湿、半乾田として位置づけされよう。

水田の類型はまず区画の形状、規模から識別され、これら二類型に「大区画水田」、「不定形小区画水田」という呼称をそれぞれ与えておきたい。²⁴ 「不定形小区画水田」としてあえて「不定形」と冠したのは、群馬県下の古墳時代（中～後期）水田である新保遺跡（第2図）、熊野堂遺跡²⁵ F A層下などに代表される10 m²以下のきわめて規格化された方形小区画が連続している水田と区別する意図による（別表）。これらの水田は広範囲にわたって定形化された区画をもち、不定形小区画水田と一見して異なる形状を呈しており、不定形小区画に対して「定形小区画水田」²⁶ として別の類型として把握すべきであろう。



第2図 群馬県新保遺跡の水田址（原図『考古学ジャーナル』154）

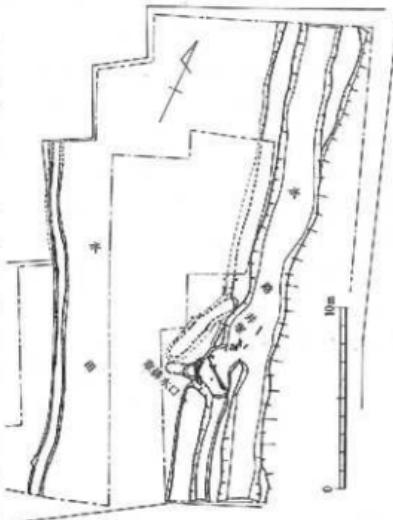
4. 初期水田の問題点

腹部遺跡の水田は弥生時代前期まで遡り、不定形小区画水田の類型では現在のところもっとも古い例である。当類型の水田は前述したように大区画水田より地下水位の低い土地に立地しており、わずかな傾斜地をともなう地形にあわせた小畦畔が設定されている。従来、低湿田に開かれた初期の水田の典型とされてきた津島遺跡や大中の湖南遺跡の水田とはことなった形態の水田が、稻作開始からさほど時をへていない早い時期からすでに存在していたことは注目される。

これまでの研究によれば、初期の水田は一貫して低湿地の開発によるものとされてきた。早くから初期水田の立地条件に着目していた井関弘太郎氏は東海地方の瓜郷遺跡（弥生時代中期）と登呂遺跡（弥生時代後期）とを比較して、水田の選地が前者の谷状湿地から後者の湿沢地を避けた微高地に変化しているとして、ここに農耕技術の向上を論じられた。²⁸⁾また、八賀晋氏は遺跡の分布、立地と現在の水田土壤の環境のあり方から、水田開発の時期的な発展過程を考察し、²⁹⁾弥生時代中期後半まではグライ土壤の地下水型水田、すなわち湿田開発の段階であるとされた。こうした考え方方は近藤義郎氏のことと「低湿な土地において、多少若干の造作をしたかも知れないが、人工的灌漑排水といえる程の水利設備を作ること

となしに、穀をまいた」という初期水稻農耕の評価におおむね代表されるであろう。初期の水田のかかる評価の背景には、当時の農耕技術が自然灌漑に頼らざるを得なかった段階であったとする支配的な見方があるものと察せられる。低湿地開発による水田は縄文時代晩期最終末の板付遺跡をはじめ、津島、大中の湖南遺跡にみられるごとく、初期の段階から確かに存在している。しかし、板付遺跡の水田（第3図）の構造や諸施設、たとえば畦畔で明確に仕切られた区画、畦畔に沿った幅2m、深さ1mの溝、さらには水田面と溝との間の水路とそこに設けられた杭列などは、用水、排水の管理に留意したものであり、この水田は粗放なままの低湿地利用によるものではなかったと考えられる。³⁰⁾水田にともなう木製農具や石磨丁もすでに備えており、造田、農耕技術とともに一定の水準に達した内容を初期稲作は受容していたとみられる。

このように初期稲作の技術は決して低く未熟なものではなかったと理解するとき、おのずと不定形小区画水田が弥生時代前期から存在することの背景も示唆されるであろう。不定形小区画水田はすべてを自然灌漑にゆだねる湿田とは考えられず、弥生時代前期においてすでに低湿地ばかりに水田開発の対象が向けられてはいなかつことが知られる。板付遺跡の水田からみれば、水



第3図 板付遺跡後臼式期の水田址

（原図『板付遺跡概報』）

量調節の知識も会得しているのであり、服部遺跡の水田中央を貫通する溝や百間川遺跡の微高地上の溝は、水田への水の供給、排出という機能をもつものとして把握されよう。微妙な地形の変化に対応する小区画は雑然とした印象を与え、未熟な技術によるものと解されがちであるが、用水さえととのっておれば、灌水・排水は地形の変化を利用して比較的容易にできる。不定形でかつまた小区画であっても、牛馬耕のない条件下では農耕技術の点で寧ろとした水田に比し、ことさら劣るわけではない。この類型の水田は湿田、すなわち大区画水田とはちがった意味での利点をねらった開発といえよう。

初期の水田開発の展開を考えるとき、いまのところ両者の類型のうちもっとも古い板付遺跡と巖部遺跡の水田址の時期差と北部九州と近畿という地理的位置を勘案して、大区画水田から不定形小区画水田への発展と解されるかもしれない。しかし、大区画水田は登呂遺跡の水田にみられるようにより高度に低湿地を利用する形態へと発展する一方、不定形小区画水田は古墳時代後期まで継承されることからすれば、土地条件の相違により二様の水田開発が長い時期にわたって併存するのであり、稲作受容の当初から両者ともに存在した可能性も考えられるのではないかろうか。稲作受容の時期的な問題はあるが、中国の漢代に両類型と類似する水田形態がみられるることも参考にされよう。³³

5. おわりに

これまで述べてきたことから、日本における初期の稲作が従来説かれてきたように、低湿地における粗放な水田で営まれたのではなく、低湿地でも初段階から一定の施設をもつものであり、他方では低湿地ばかりではなく若干の起伏をもつた微高地縁辺などにも水田がひらかれていたことが明らかになったことと思う。

ところで、水田の形態が土地条件によってかたちが相違することは大区画と不定形小区画の水田にもあらわれているが、一方では土地条件ばかりではなく、当時の技術的問題や社会的条件にも左右されることが考えられる。開墾具としてすぐれた機能をもつ鉄製打ちグワやU字形鉄製スキ・クワ先の出現は木製農具に比して高燥な地の開発に大きな力を發揮したであろうし、多くの労働力の結集を可能にする社会体制への変革は大きく開発の形態をかえたと予想される。不定形小区画水田をみると、本来の地形を削平して大区画を得るなどしてはおらず、そのまま利用している。耕作土や基盤にも土垡することなく元來の結質土に頼っている。また、水田は用水を得やすい冲積地のなかの微高地周辺に立地している。こうした水田の開発には決して機能的にすぐれた開墾具や多くの労働力を必要としない。いまだ鉄製打ちグワをもたない弥生中期以前にもさして多くの労働力を投入することなく、開発可能な水田といえる。ただ、開発対象地が土質、勾配、用水の便などの土地条件に規制を受けざるをえないという限界は当然のごとく存在したであろう。逆に古墳時代にはいってもなお小規模な開発ともいえる不定形小区画水田がみられるのは、古墳時代の開発がすべて地方首長階が主導する大規模な開発でなかったことを示唆する。開発主体の社会的階層の差によって開発の規模、形態も相違するのであって、農民が地形に合せて一枚一枚田取りしたことを見わせる不定形小区画水田と整然と規格化された区画が配列された定形小区画

水田とは同じ小区画の水田として一律に論じられるべきではない。

水田とは完極において灌水される上地があればその条件はととのうが、そのためには水が得られたうえで水平な耕作土、畦畔、基盤という基本的因素がそろっていなければならず、自然のままの大地がそのまま有効な生産地とは決してなりえない。大地を有効な生産地に変容させる開発のあり方は、その時代の土地利用のしかたなり、技術なり、あるいは社会体制なりによって大きくかわるといえよう。その意味において、不定形小区画水田はその時代の開発形態の一端を明示しているのではないかろうか。（1981・2・11稿）

＜註＞

- (1) 服部遺跡を守る会事務局「滋賀県守山市服部遺跡の調査」（『考古学研究』第23巻第4号 考古学研究会 昭和52年）
大橋信也、山崎秀二、辻広志、谷口徹『服部遺跡発掘調査概報』（滋賀県教育委員会、守山市教育委員会、滋賀県文化財保護協会 昭和54年）
- (2) 長谷勝「野洲郡野洲町五之里遺跡発掘調査報告 野洲川下流平野の地形」（『昭和五十一年度滋賀県文化財調査年報』所収 滋賀県教育委員会 昭和53年）
- (3) 大橋信也、山崎秀二、谷口徹、辻広志、平井寿一「守山市服部遺跡の弥生水田址」（日本考古学協会昭和53年度大会発表資料 昭和53年）
辻広志、国松千夏、大田智鶴「守山市服部遺跡の弥生前期水田址」（『滋賀文化財だより』第23号 滋賀県文化財保護協会 昭和54年）
辻広志「前期水田址」（『服部遺跡発掘調査概報』 前掲書）
大橋信也「滋賀県服部遺跡」（『日本考古学年報』31 1978年度版 日本考古学協会 昭和55年）
- (4) 河本清、萬原克人、正岡睦夫「岡山県百間川遺跡の水田」（『日本考古学協会昭和53年度大会研究発表要旨』 日本考古学協会 昭和53年）
正岡睦夫、柳瀬昭彦「岡山市百間川遺跡の水田址」（『月刊文化財』昭和53年10月号 第一法規出版）
江見正己、中野雅美「岡山県百間川遺跡第2微高地の水田遺構」（『日本考古学年報』30 1977年度版 日本考古学協会 昭和54年）
- (5) 平野進一、大江正行、中沢悟「群馬県高崎市日高遺跡の調査」（『考古学ジャーナル』第152号 ニュー・サイエンス社 昭和53年）
平野進一、大江正行「高崎市日高遺跡の水田址」（『月刊文化財』 前掲）
平野進一「群馬県日高遺跡」（『日本考古学年報』30 前掲）
横倉與一、平野進一『日高遺跡（I）』（高崎市文化財調査報告書第10集 昭和54年）
なお、群馬県下の水田址についてはすべて『新発見の考古資料 発掘された古代の水田』（群馬県立歴史博物館第5回企画展展示解説書 昭和55年）にそれぞれの概要が収録されている。以下、これについては特に掲げない。

- (6) 横倉與一、小野和之『小八木遺跡発掘調査報告書（I）』（高崎市文化財調査報告書第8集 昭和54年）
- (7) 関口修、川村孝、金井潤子、古尾真美『芦田員戸遺跡』（高崎市文化財調査報告書第9集 昭和54年）
川村孝、小野和之、金井潤子『芦田員戸遺跡II』（高崎市文化財調査報告書第19集）
- (8) 『若江北遺跡現地説明会資料（I）』（大阪府教育委員会、大阪文化財センター 昭和55年）
- (9) 『八尾南遺跡発掘調査略報4』（八尾南遺跡調査会 昭和54年）
- 00 永島輝臣「大阪市長原遺跡の水田址」（『月刊文化財』 前掲）
『長原』（近畿自動車道大里～吹田線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査概要報告書 大阪文化財センター 昭和53年）
- 01 谷木锐次、吉水康夫、山田猛、駒田利治『三重県上野市北堀池遺跡の水田』（『日本考古学会昭和53年度大会研究発表要旨』 前掲）
吉水康夫、駒田利治、山田猛『三重県上野市北堀池遺跡の水田址』（『月刊文化財』 前掲）
『北堀池遺跡発掘調査概要I』（三重県教育委員会 昭和53年）
- 02 このほか群馬県御布呂遺跡浅間C烽石層下水田址（弥生時代後期、神戸聖語、関口修、高橋政子『御布呂遺跡』 高崎市文化財調査報告書第18集 昭和55年）、兵庫県志知川沖田南遺跡（古墳時代前期『志知川沖田南遺跡現地説明会資料』 兵庫県教育委員会 昭和55年）が類例としてあげられる。
- 03 日高遺跡は比高差1～2mの小さな谷に水田が立地しており、ほかの遺跡と立地がことなるが、地形に即応した小区画が設定されていることには変わりはない。
- 04 考古学研究会「岡山県津島遺跡保存の訴えと遺跡の概要」（『考古学研究』第15巻第2号 昭和43年）
和島誠、「岡山県津島遺跡の地形的変遷」（『考古学研究』第16巻第1号 昭和44年）
- 05 水野正好「大中の湖南遺跡」（滋賀民俗学会 昭和43年）
- 06 日本考古学協会編『登呂』本編（昭和29年）
長田実、望月董弘「静岡市登呂遺跡水田跡発掘調査概報」（『静岡県埋蔵文化財叢書』I 静岡県教育委員会 昭和41年）
杉原在介「登呂遺跡水田址の復原」（『案山子』第2号 昭和43年、『日本農耕社会の形成』 古川弘文館 昭和52年 所収）
- 07 山崎純男「福岡県板付遺跡の水田」（『日本考古学協会昭和53年度大会研究発表要旨』 前掲）
山崎純男「福岡市板付遺跡の縄文時代水田址」（『月刊文化財』 前掲）
山崎純男「板付遺跡調査概報」（福岡市埋蔵文化財調査報告書第49集 昭和54年）
当遺跡では夜臼式期（縄文晚期最終末）1面、夜臼式、板付1式（弥生前期初頭）共伴期2面の計3面の水田が検出された。水田の構造はいずれも類似している。

問 大きな区画のなかに盛土だけの小さな畦畔が存在したのではないかという疑問が一部であったようであるが、その可能性は考えられない（稻田孝司「古代水田遺跡の発掘調査」『月刊文化財』前掲）。

答 ここにあげた遺跡のはかに、静岡県山木遺跡（弥生時代後期、芦山町山木遺跡発掘調査団『山木遺跡第二次調査概報』芦山町教育委員会 昭和44年『芦山町史』第一巻 考古編 昭和54年 所収）、大阪府垂水南遺跡（古墳時代中期、藤原学 日本考古学協会昭和53年度大会発表資料）は矢板をともなう畦畔の存在から、大きな区画の水田構造と考えられる。

問 八賀晋「登呂水田の問題点」（『歴史と人物』昭和54年6月号 中央公論社）

答 菅野一郎編『日本の土壤型』（農山漁村文化協会 昭和37年）

問 松井健「岡山県津島遺跡における弥生時代の灌漑水利用水田の存在について」（『考古学研究』第16巻第4号 昭和45年）

問 兼康保明「森浜遺跡（新川舟留り航路部分）発掘調査報告書」（滋賀県教育委員会、滋賀県文化財保護協会 昭和54年）

問 八賀晋氏は水田区画に三形態がみられることを指摘している（「登呂水田の問題点 前掲」）。それによれば、水田址の立地から、微高地上、微高地縁辺、低地帯の三者に分類され、微高地上の水田には熊野堂遺跡、微高地縁辺の水田には百間川、北堀池、厭部の各遺跡、低地帯の遺跡には板付、津島、大中の湖南の各遺跡をそれぞれあげている。区画の形態に三者を認め、立地と関連に注目したことは卓見である。しかし、日高遺跡の水田が谷状地に立地しているなら、八賀氏のいう微高地縁辺に立地する水田形態をとると、熊野堂遺跡の弥生時代と古墳時代の二つの水田が同様の構造をとることには問題が残るのではないか。これまで述べたように、地下水位との関係や開発事情の相違を考慮すべきであろう（第5節参照）。また、水田の開発が低湿地から微高地縁辺へ、さらに微高地上へ進んだと説かれているが、これは一面では認められるかもしれないが、不定形小区画水田が弥生時代前期から、古墳時代後期まで存続すること、大区画水田も同様にひとつの系譜として続いてゆくと考えられることから、検討を要するのではなかろうか。

問 佐藤明人、真下高幸、平野進一、大江正行「群馬県高崎市新保遺跡の調査」（『考古学ジャーナル』第154号 昭和53年）

松本浩一、佐藤明人、平野進一「群馬県高崎市新保遺跡の水田」（『日本考古学協会昭和53年度大会研究発表要旨』 前掲）

問 細野雅男「高崎市熊野堂遺跡の水田址」（『月刊文化財』 前掲）

問 この種の水田はいまのところ群馬県下の古墳時代水田に限定されている。新保遺跡、熊野堂遺跡のほか、同道遺跡FA・FP層下（『新発見の考古資料－発掘された古代の水田』前掲）、御布呂遺跡FA・FP層下（前掲報告書）、芦田貝戸遺跡FA層下（前掲報告書）、などがあげられる。同じ遺跡でことなった時期の水田面がいくつか重なって検出される例が群馬県では多い。これは浅間山、榛名山の噴火による火山灰降下後、再び同一地点に水田がつくられていることによる。これら古墳時代水田は遺跡がちがってもほとんど同じ規模の区画がとられて

ことから、一円的に再開発された事情が想定され、水平面上に設定されている小畦畔の機能についても澁水以外の目的が考えられる。

④ 「日本の初期農業集落の立地に関する若干の問題」（『名古屋大学文学部研究論集』V 昭和28年）

⑤ 「古代における水田開発」（『日本史研究』第96号 日本史研究会 昭和43年）

「古代の農耕と土壤」（『古代の日本』第2巻 風土と生活 角川書店 昭和46年）

「水田と灌溉」（『古代史発掘』第10巻 都とむらの暮らし 歴史時代 2 講談社 昭和49年）

「水田のひろがり」（『日本生活文化史』第1巻 日本的生活の母胎 河出書房新社 昭和50年）

八賀氏の論考には漸進的な視点が認められ、きわめて明快に古代の開墾過程が説明されており、学史上大きな業績として評価されるが、現在の土壤を古代まで遡らせて考えるという前提が首肯できるかどうか、また遺跡のうち集落址の立地はある程度耕地との関連を反映するとしても、古墳についてもこれが認められるかどうかという問題が残されている。

⑥ 「初期水稻農耕の技術的達成について」（『私たちの考古学』第4巻第3号 考古学研究会 昭和32年）

⑦ 森貞次郎「縄文水田と最古の足跡」（『考古学の謎解き』 講談社 昭和54年）

⑧ 八幡一郎「水田址」（『奈良』本編 前編）

⑨ 中国四川省の漢代の墳墓から出土した明器に水田を模したものがある（岡崎敏「漢代明器泥像にあらわれた水田・水池について」『考古学雑誌』第44巻第2号 日本考古学会 昭和33年）。

⑩ 都出比呂志「農具鉄器化の二つの面相」（『考古学研究』第13巻第3号 昭和42年）

⑪ この視点から開発を論じたものに古島敏雄「土地に刻まれた歴史」（岩波新書 昭和42年）がある。

⑫ 大区画水田においても、津島遺跡、大中の湖南遺跡と登出遺跡とを比較すると、後者に著しい発展がみとめられ、温田の大規模開発の様相が萌芽している。時期的な問題もあるが、他集落との協業を含む多くの労働力の投入によってなされた開発であることは水田の状況からみて想われる。

⑬ 中川昭一郎「水田を主体とした農業水利と水の動き」（『科学』第48巻第10号 特集食料生産と水 岩波書店 昭和53年）

黒崎直「近畿における8・9世紀の墳墓」

岡野慶隆

I. はじめに

火葬墓により代表される奈良時代の墓は、比較的早くより注目されてきた。これは、この時代の墓が被葬者名などを銘記した墓誌をともなうことや、しばしば個性的な火葬墓骨器を出土すること、さらには同時代が日本における火葬墓の出現期としてとらえられていることなどによるものであろう。実際、昭和初年における高橋健白、森本六爾両氏や藤森栄一氏の研究は、個別的研究にあきたらず、総合的見地より奈良時代の墓をとらえようとした研究であり、今日なお評価すべきものである。ところがその後、昭和30年代に藤沢一夫氏、安井良二氏の研究がみられるもの、近年ではこれらの成果を受継ぐべき進展はみられなかった。

ところが、最近の奈良県における太安萬侶墓の検出、あるいは奈良国立文化財研究所による墓誌関係資料の集成と再検討などとともに、奈良時代の墓に対する関心は高まりつつある。また、この時代の墓と関連する終末期古墳についても、近乍発掘調査が相続いだこともあって、多くの研究者の注目を集めている。

このような状況において、今回発表された黒崎氏の論文はまさに時期を得たもので、火葬墓だけでなく、土葬墓も含めた総合的な研究として重要なものである。^①筆者もまた、奈良時代における氏族墓政策とその実態について論じたことがあるが、具体的な考古資料についてはあまりふれることはなかった。ここでは、黒崎氏の論文とともに、奈良時代から平安時代にかけての墓について、若干の再検討を試みてみたい。

以下、この論文の章立てにしたがって検討を進めていくことにしよう。

II. 「木棺墓の諸例」

ここでは、まず近畿における木棺墓の実例があげられている。それは、京都府京都市西野山古墓、同京都市沓掛古墓、同向日市長野古墓、同竹野郡鳥取古墓、奈良県御所市石光山11・12号古墓、同高市郡平吉古墓などの7例である。これらの木棺墓の時期は、副葬品の検討より、沓掛古墓が8世紀後葉頃、西野山古墓、長野古墓、鳥取古墓、平吉古墓などが9世紀前半頃、石光山古墓が9世紀代とされており、8世紀後葉から9世紀代の間でも9世紀前半頃に集中することが指摘されている。また、これらの木棺墓の構造は、西野山、沓掛、長野の3古墓が木炭をもつて棺を覆うということに代表されるように、木棺墓と異なる二重構造をとり、いずれも鏡をはじめとする銅製品、石跨蒂、上器などの豊富な副葬品をもつという特色が明らかにされている。

近畿では、他に京都府綾寄郡高尾古墓などの6例について、この種の木棺墓との類似性を認め

られているが、遺構などが不明なため、同種の木棺墓ではないかという想定にとどめられている。また、近畿外ではあるが、広島県福山市藏王原遺跡、岐阜県可児郡長瀬山古墓、山口県萩市見島古墓などの例もあげられている。これらの場合は木炭でないが、粘土や小石室により木棺を覆うことや、豊富な副葬品をともなうこと、さらに時期的にもほぼ一致することから、近畿の例と同種のものとされている。

III. 「火葬墓の年代」

一般に火葬墓の出現は、「続日本紀」文武4年（700）3月己未条の道明火葬の記事をもって、ほぼこの頃に求められている。これについては、いわゆるカマド塚や万葉集中の挽歌より疑問ももたれているが、黒崎氏は慶雲4年（707）銘の墓誌をともなう文祢麻呂・或奈大村墓の存在より、この想定が大きくなつがえる可能性は少ないとされている。

それよりもここで問題とされているのは、これ以降の火葬墓の年代決定についてである。黒崎氏は、すでに行われている藤森栄一氏や安井良三氏による蔵骨器の型式分類や編年作業を評価しながらも、火葬墓の年代決定については、まず蔵骨器と副葬品の形態、内容などを対象にすべきであるとされ、その基準を副葬品である銀貨、石鈔帯や蔵骨器自身に求められている。

錢貨を用いたのは、「続日本紀」などの史料から初鉢年代が明らかのことによる。この副葬された錢貨は8種の組合せに分けることができ、2種の錢貨が組合うものでは、1例を除きいずれも年代が連続するものの組合せになるとされている。このことから、錢貨の副葬は上限を示すだけでなく、錢貨の変遷にともなう年代的な傾向をもつものと考えられている。

石鈔帯については、最近の研究があげられている。それは、「四隅ないしは三方に裏面まで貫通する丸孔を穿つ」たものを①、「裏面四隅ないし一方に2孔を一对として潜り孔をあけ」たものを②とするもので、前者を延喜15年（796）から大同2年（807）までの間に用いられたものとし、後者を弘仁元年（810）に当び用いられたものとする想定である。

一方蔵骨器については、材料が多岐にわたるうえ、特殊な形態が多いことから、編年は困難であるとされている。しかし、なかでも須恵器のいわゆる「栗壺」は出土例も多いことから、編年の対象になりうるものとされ、その年代的変化にとりくまれている。この種の蔵骨器は、すでに藤森栄一氏により、肩の張るものから最大幅が下位に移るという傾向が指摘されている。しかし、ここでは最大幅の位置を数値化することにより、主観的な見方を避け、その結果が墓誌、錢貨などの伴出例や平城京における土器編年とも矛盾がみられないことから、年代決定の手掛りになりうるものとされている。

IV. 「火葬墓の諸様相」

ここでは、180例以上にもおよぶ近畿地方の火葬墓を府県ごとに代表例をあげ、それぞれ時期決定を行い、その変遷を検討されている。各府県ごとの記述は、詳細にわたるため省略するが、各地とも時期的に8世紀中葉から後葉に分けてのものが多いことが指摘されている。しかし、奈良県だけは状況が異なり、8世紀代初頭、中葉、後葉を通じてほぼ一定の數がみられるほか、8

世紀代初頭には墓誌をともなう例や、「大内古墓」や「中尾山古墓」などの「封土を有する巨大な火葬墓」の存在など、他地域にみられない特徴があげられている。そして、このような奈良県の火葬墓のあり方については、当地域が都宮の所在地であったことや、道昭墓の存在などの社会的背景によるものとされている。

ところが9世紀代になると、各地とも火葬墓数が減少する傾向があげられている。この点については、先にあげた木棺墓例が9世紀前半に増加することと関連する可能性を指摘されている。

V. 「文献にみえる喪葬」

ここでは、文献にみえる喪葬関係記事を検討している。そこでまずあげられたのは、養老天皇令の「凡三位以上及別祖氏宗、並得營墓、以外不合、雖得宮墓、若欲大藏者聽」という条文である。この条文では「大藏」がしばしば問題とされるが、ここでは、これを「火藏」の誤りであるとしたなら、「律令制度における上層階級の喪葬は土葬が本來的であり、火葬は欲して願い出る場合に許されるもの」と解釈する藤沢一大氏の説を妥当とされている。そして、この条文が大宝令まで通りうことから、ここに8世紀初頭の為政者の意識の一斑がうかがわれることを指摘された。

一方、「続日本紀」以下の史料にみえる天皇を中心とした喪葬関係記事を検討した結果、次のように5つの項目に分類されている。

1. 持統・文武例にみられる殯宮・誄儀礼を行う火葬を内容とする喪葬
2. 元明・元正例に代表される殯宮・誄儀礼を省略した火葬を内容とする喪葬
3. 壽武・称德例に代表される誄儀礼を欠き上葬を内容とする喪葬
4. 光仁・桓武例に代表される誄儀礼を伴う上葬を内容とする喪葬
5. 藤峨・仁明例に代表される薄葬を基調とする（上・火葬混在の）喪葬

この分類は、各喪葬記事にみられる殯宮、誄、葬司、葬法などの要素により分けられたもので、從来の伝統を引継ぐ殯宮、誄儀礼が元明、元正以降衰退するなかで、誄儀礼だけは光仁、桓武で一時復活するが、藤峨以降の薄葬化によりなくなることが指摘されている。また葬法では、持統で火葬が始まるが、壽武以降喪退し、光仁、桓武では土葬が目立つことがあげられている。

ただしこの分類は、黒崎氏自身も述べられているように、六国史による天皇中心の喪葬分類で、上級貴族層についてはふれられていない。

VI. 「8・9世紀墳墓の動向—まとめにかえて—」

このように、黒崎氏は8・9世紀代の木棺墓、火葬墓の考古資料や、文献にみられる喪葬例などについて検討を加えてきたが、そのまとめとして、この200年間を3段階に分けられている。

まず第一段階は、「続日本紀」の道昭火葬の記事をもって始まりとされる。この道昭の火葬は、持統天皇の火葬を可能とし、令の火葬規定を実質化させたが、天皇の火葬採用はさらに貴族間に火葬を流布させる直接の契機となったとされる。そして、天皇の火葬採用の要因としては、喪葬

における殯宮の役割が低下するとともに、その政治的空白期間を短縮させ、皇位継承を安定させるというこの時期の傾向があげられている。¹⁵⁾

その後元明天皇の火葬では、火葬地と埋葬地が同一場所に営まれるという、藤沢・大氏のいわれる「簡略法式」¹⁶⁾が出現したとされる。ただし、8世紀中・後半の火葬墓例では、火葬地を墓とする例は必ずしも多くはなく、むしろ副骨器だけが入る小穴を穿った例が多いことから、この葬法の出現は火葬を広汎に流布させる要因になったとともに、火葬墓の多様性を生み出したものと評価されている。

次の第2段階は、光仁朝以降に設定されている。この段階では、火葬墓の実例が減少する傾向が指摘されており、これは聖武朝に始まり到武朝に至って確立する土葬を内容とした天皇喪葬に對して、火葬墓が下火になっていたことを示すものとされた。そして、先にあげた9世紀前半代に増加する木棺墓例は、この天皇喪葬に影響されたもので、その二重の埋葬構造を7世紀後半代の古墳の系譜をひくものとすることから、「本来的葬法たる土葬への回帰」としてとらえられている。

第3段階は、嵯峨天皇以降10世紀を含む期間が与えられている。この段階の喪葬は、淳和天皇の薄葬を旨とする遺詔をもってその始まりがみられ、嵯峨天皇による実行をもって確立したとされる。ここにみられる「薄葬」にして、反「厚葬」の風は、淳和、嵯峨両天皇の遺詔にみえる漢書よりの引用句から、単に仏教との關係にのみよらないことが指摘されている。ただし、この反「厚葬」傾向のなかでは、火葬墓は再盛行せず、土・火葬混在の葬法をとったとされる。

黒崎氏は、以上のようにまとめられた結果、この3段階の展開がいずれも天皇喪葬の変換が契機となつたものであり、8世紀における火葬墓の急速な普及や9世紀前半における木棺墓の増加は、必ずしも仏教思想の理解をともなつたものではなく、むしろ天皇を頂点とする貴族層が天皇を範としたことを示すものとされたのであった。

VII. 問題点

黒崎氏の論文は、以上のようにまとめることができた。省略した部分も多いが、主旨としては、ほぼこのように理解できるものと思われる。以下、ここで感じられた問題点についてふれてみたい。

a 木棺墓について

黒崎氏の論文では、8・9世紀にしばしばみられる木棺墓の存在が主な問題としてあげられている。この木棺墓については、従来明確な時期が示されず、とらえ方もありまいであつただけに、意義のある問題提起といえよう。

ところが、ここで問題となるのは、黒崎氏のあげられた木棺墓例のすべてが同一の性格をもつものかということである。たとえば、石光山11・12号古墓は二重の埋葬構造をもたない木棺直葬墓で、副葬品も土器類だけであることなど、同時期の木棺墓の特徴としてあげられた点と相違する。一方、これと対照的なものは、この時期の木棺墓の代表例としてあげられた京都府の西野山、青掛、長野の3古墓である。この場合は、構造や豊富な副葬品においてあまりにも類似し

ており、他の例に比べて限定された葬法としての性格がうかがわれる。

このようにみてみると、ここにあげられた木棺墓例には少なくとも2種のものが含まれていることになる。黒崎氏のいわれるよう、これらが光仁、桓武などの天皇葬葬の影響下にあったものとすれば、それはこのような多様性を含むものとして理解できよう。ただし、石光山11・12号古墓のような木棺直葬について、同古墳群中に7世紀代のものが2基みえることからすれば、この時期に限定された葬法でない可能性も考えられる。^⑩

ところで、黒崎氏はこの京都府の3古墓に代表される二重の埋葬構造の系譜を、7世紀後半代の古墳に求められている。ところが、これらの木棺墓では顕著な封土が検出されず、主体部が地下に設けられている点において、8世紀代の火葬墓と変りがないことはどのように理解すべきであろうか。また、7世紀後半代の古墳の場合、細田啓一氏も指摘されているように、平面に対し高さの目立つ「腰高」の墳丘が営まれることや、主体部の全体、あるいは大半が封土中にあることからすれば、両者を同一系譜のものとするには問題があるのではないかろうか。

一方、8世紀代の火葬墓をみると、石製外容器や小石室による二重構造をもつ例が少くないばかりか、木炭で木製藏骨器を囲んだ奈良県奈良市太安萬侶墓の例などもある。また、奈良県山辺郡小治田安萬侶墓、同奈良市平松古墓、同桜井市能登占墓などのように、錢貨以外の副葬品をもつ例もあるなど、木棺墓との類似点があげられる。したがって、この種の木棺墓は、むしろ火葬墓の延長上にあるもので、その多様化のなかで生じたものとしてとらえることも可能ではなかろうか。

b 火葬墓について

ここであげられているように、火葬墓の分類、編年は、すでに藤森栄一氏や安井良三氏により行われている。藤森氏による藏骨器の変遷のとらえ方は今日なお受継ぐべきものであるが、近年における資料の増加や、土器編年の一進展からすれば、誤りもないわけではない。また、安井良三氏の場合は、藏骨器の埋納状態も含めた分類で、単に藏骨器だけではなく、火葬墓そのものの分類を試みられた点において注目される。ただし、黒崎氏もいわれたように、時期的なとらえ方が十分でないため、検討の余地が残されている。^⑪

こういった状況において、黒崎氏が、近年編年作業の進んだ平城京出土資料や、錢貨、石鈎帯などを用いて、新たに時期的な検討を加えられたことは注目されよう。なかでも、各地域とも9世紀代には火葬墓が減少するという指摘は、9世紀前半に増加するとされる木棺墓との関係だけではなく、8世紀の火葬墓自体の性格を考える上でも重要な問題提起といえよう。

ただ、近畿における火葬墓例の記述が地域別にまとめられているにとどまり、全体の変遷について十分な論の展開がみられないことは残念である。これは、本論文がもっぱら木棺墓を主題としたためと思われるが、上述のような木棺墓と火葬墓の類似点からすれば、火葬墓の十分な検討も必要ではないかと考えられる。

c 文献にみられる喪葬について

ここでは、六国史の記事より天皇を中心とした喪葬の変遷があげられている。ところが、六国史ではたしかに喪葬儀礼について記録されることも多いが、墓自体を具体的に示す部分はほとん

どみられない。したがって、そこにおいては喪葬儀礼を研究対象とするか、あるいはこれにより間接的に墓の状態を知ることになる。そして、これに考古資料を結びつける場合には、さらに慎重にならざるをえないであろう。

このことは、令規定についてもいえることである。黒崎氏は、養老喪葬令中の「凡三位以上及別祖氏宗、並得官墓、以外不合、雖得官墓、若欲大墓者勅」という条文にみられる「大墓」について注目され、これを「火墓」、すなわち火葬の誤りとし、土葬である「宮墓」に対するものとしてとらえる藤沢一夫氏の説をとられている。しかしながら、この条文の主旨は「三位以上及別祖氏宗」のみ「宮墓」を認める事を規定したもので、「大墓」はあくまでも「官墓」に対比すべきものとしてとらえる必要があるのではないか。したがって、ここではまず「官墓」の意味するところが問題となってくる。

この「官墓」については、同条文に対象者を「三位以上及別祖氏宗」と限定し、「以外不合」という厳しい規定がなされている以上、単に墓を造るという意味とはまず考えられないであろう。喪葬令中、この「宮墓」の内容を直接示す条文はみられないが、「墓」については立碑条に「凡墓皆立碑、記具官姓名之墓」という規定が存在する。この条文からすれば、「墓」は地表に被葬者名を記した碑を立てるべきものであり、「宮墓」とは、この碑を立てることによりその「墓」の存在が保証され、埋葬後の保護、祭祀も認められたものとしてとらえることができる。また、大陵に隣する先皇陵条や、「葬埋」地を規制した壇都条などからすれば、「墓」は「先皇陵」や「葬埋」に対して假定された意味をもつもので、管理、保護、祭祀などの点において、「先皇陵」に次ぐ位置を与えられていたものと考えられる。

このように、「官墓」は当時の陵墓制、さらには律令制のなかでの身分秩序とも深く関連しているものであり、墓の主体部を対象としている限りにおいては、考古資料をそのまま結びつけることは避けねばならないであろう。ただ、このような本条文の解釈からすれば、「大墓」は「宮墓」、すなわち埋葬地点の標示と確保を否定したものとしてとらえることも可能である。この点からすれば、『令集解』の引く古記が「大墓」について、「全以骨除散也」と、散骨らしき解釈をしていることもうなづかれる。

ところで、この「大墓」については、黒崎氏のいわれる第Ⅲ段階の天皇喪葬もあげねばならない。たとえば、淳和天皇の場合では遣詔に国忌、荷前の停止とともに「今耳砂骨為粉、散之山中」とあり、これに対する藤原古野の奏言に「我因自上古、不起山陵所未聞也」といううけとめ方がみられる。^⑩また、実際その葬法は「御骨砂粉、奉散大原野西山嶺上」と記され、『延喜式』諸陵寮にも名がみえないことからすれば、山陵は営まれなかつた可能性が強い。

このことは、同じく薄葬を内容とする遣詔がみえる嵯峨、清和両天皇においても指摘することができる。嵯峨天皇の場合は「長絶祭祀、但子中長者私置守家、三年之後停之」と、国家による祭祀と陵戸の配當を否定し、清和天皇でも「不起山陵」とみられる。また、両天皇とも『延喜式』諸陵寮に名がみえないことからすれば、この段階での薄葬化傾向は喪葬儀礼や葬法の後約にとどまらず、山陵の造営や、それにともなう国家による祭祀や保護をも否定したものとしてとらえることができよう。なかでも淳和天皇の場合は、このような傾向と散骨とが結びついたものと

けとられ、時期的な差はあるが、喪葬令にみえる「大歳」との関係において注目される。

ただ、「大歳」をこのような火葬による骸骨とした場合、『続日本紀』文武4年(700)3月の道昭火葬の記事と一般に同年同月に編纂が開始し、大宝元年(701)8月に完成したとされる大宝令があまりにも時期的に近接していることや、慶雲4年(707)の文称麻呂・咸奈人村墓などの初期火葬墓との葬法における相違点が問題となってこよう。

四、おわりに

黒崎氏の論文については、以上のように問題点をあげることができた。ところで、黒崎氏は最後に一般民衆墓として土壙墓などの存在を想定されている。この土壙墓などの一般民衆墓については、現在のところ不明な点が多い。しかし、当時の大多数の墓はそのようなものであり、むしろここにあげられた木棺墓や火葬墓こそが歴代の階層により営まれたものであることを忘れてはならない。また、喪葬令にみえる「宮墓」からは、律令制の中での秩序だった墓制の存在を考えたが、この「宮墓」や被葬者の階層がどのように考古資料に反映するかが今後の大きな問題点となるであろう。一方、この時期には、近畿ではすでに古墳は消滅したとされているが、この時期の墓と古墳との根本的な相違点についても、終末期古墳との関係なども含めて検討していくねばならないのであろう。(1981・3・1稿了)

<註>

- ① 黒崎氏の論文では「墳墓」という名称が用いられている。「墳墓」は墳丘をもつ墓を示すものと思われるが、現在のところ8、9世紀の墓では頗る墳丘の検出例がなく、墳丘との関係が明確でないことから、ここでは、いちおう「墓」、あるいは「古墓」の名称を用いた。
- ② 高橋健自・森本六爾「墳墓」(『考古学講座』第21巻 昭和4年)
- 藤森栄一「奈良時代の火葬骨壺 - 墓骨器の形態学的研究 - 」(『古代文化』12-3 昭和16年)
- ④ 藤沢一夫「墳墓と墓誌」(『日本考古学講座』6 昭和31年)
- 安井良三「日本における火葬墓の分類 - 歴史考古学的研究序論 - 」(『西田先生頌寿記念日本古代史論叢』昭和35年)
- ⑥ 石野博信ほか「太安萬侖墓発掘調査概報」(奈良県立橿原考古学研究所編『奈良県遺跡調査概報』1978年度 昭和54年)
- ⑦ 奈良県国文化財研究所飛鳥資料館『日本古代の墓誌』 昭和52年
- ⑧ 黒崎直「近畿における8・9世紀の墳墓」(奈良県立文化財研究所『研究論集』VI 昭和15年)
- ⑨ 岡野慶隆「奈良時代における墓の成立と変遷」(『古代研究』16 昭和54年)
- ⑩ 梅原末治「山科村西野山の墳墓とその発見の遺物」(『京都府史蹟勝跡調査会報告』第2冊 大正9年)
- ⑪ „ ‘山城大枝の奈良時代の一古墳’ (『史迹と美術』41-8 昭和46年)

- ⑩ „ 「向日町長野の墳墓」（『京都府史蹟勝跡調査会報告』第4冊 大正12年）
- ⑪ „ 「鳥取村の平安初期の墳墓」（『京都府史蹟勝跡調査会報告』第8冊 昭和2年）
- ⑫ 奈良県立橿原考古学研究所編『葛城・石光山古墳群』 昭和15年
- ⑬ 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』8 昭和53年
- ⑭ 森 浩一「葬法の変遷よりみた古墳の終末」（『木永先生古稀記念古代学論叢』 昭和42年）
- ⑮ 黒崎氏の論文では、木永雅雄氏の説（『宝塚市北米谷出土の火葬骨藏器』『日本歴史考古学論叢』昭和41年）にしたがい、「骨藏品」という名称が用いられている。その根拠は、下道國勝因依母夫人墓誌銘の「骨藏器」によるものである。これをもって、「骨藏器」を当時一般に用いられた名称とするかどうかは別として、他の時代をも含めた場合不明な点も多いことから、ここではいちおう「藏骨器」という名称を用いた。
- ⑯ 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告』M 昭和49年
- ⑰ ⑯と同じ。
- ⑱ 藤沢一夫「火葬墳墓の流布」（『新版考古学講座』6 昭和45年）
- ⑲ 和田 茎「殯の基礎的考察」（『論集終末期古墳』森浩一編 昭和48年）
- ⑳ ⑲と同じ。
- ㉑ 石光山11、12号墓と同様の木棺直葬墓としては、他に東大阪市墓尾古墳隣接地の例があげられる。しかし、正確な時期は不明で、この種の木棺直葬墓が8世紀代の火葬墓と併存するかどうかは今後の課題として残されている。
- 上野利明「宅地造成工事に伴う墓尾古墳群隣接地の試掘調査」（『調査会ニュース』No.11・12 東大阪市遺跡保護調査会 昭和54年）
- ㉒ 近畿における木棺墓例では、いずれも封土は検出されていない。一方火葬墓においては、小封土と封土中の藏骨器の埋納が推定される小治安萬恒墓や（角田文衛「都市文化の波及」『奈良県総合文化調査報告書』昭和27年）、墓壇を中心とする円形溝状遺構が検出された太安萬恒墓などの例もあるが、大半は藏骨器を埋納するための墓壇が検出されただけで、封土の存在が報告された例はない。今後の詳細な発掘調査が望まれるが、いずれにせよ顯著な封土は存在しなかったようである。
- ㉓ 駒田裕一「大和における終末期古墳の墳丘指数をめぐって－特に高松塚を理解するために－」（『橿原考古学研究所論集』 昭和50年）
- ㉔ 奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報』1977 昭和52年
- ㉕ 森本六爾「我が国に於ける鉄板出土遺跡」（『考古学』1-2 昭和15年）
- ㉖ ㉕と同じ。たとえば、須恵器のいわゆる裏蓋形藏骨器の時期について、「奈良中期以前に遡らしめる積極的理由はない」とされている。しかし、黒崎氏もいわれるよう、その後の和銅7年（714）銘の墓誌をともなう道葉墓の発見や、平城京出土資料の編年からすれば、8世紀前半より存在したことがわかる。
- ㉗ ㉖と同じ。時期的な面での展開が不十分とはいえ、「火葬墓」というものを理解するためには、

骸骨器以外の問題「立地、外相、骸骨器の埋納の仕方即ち土中での在り方、等が注目されなければならないであろう。」という指摘には賛同したい。

◎ 国史大系本『令集解』

◎ ⑦と同じ。

◎ 『続日本後紀』承和7年5月辛巳条

◎ 〃 承和7年5月戊子条

◎ 和田軍一「諸陵式に関する二三の考察」(『歴史地理』52-1・3・4 昭和3年)

◎ 『続日本後紀』承和9年7月丁未条

◎ 『日本三代実録』元慶4年12月4日条

◎ 養老喪葬令の本条文は、「令集解」の引く古記からすれば、大宝令でも「大藏」を含んだほぼ同内容の条文が存在したことがわかる。したがって、「大藏」についての解釈の問題は、道昭の火葬や大宝令の成立時期とも微妙に関係してくる。この点について和田茅氏は、「大藏」が散骨とみられることから、令規定は仏式葬儀としての火葬を前提としたものとされた。そして、大宝令における火葬規定採用の背景について、遣唐留学生であり、道昭の出自の船氏と關係のふかい白猪骨などが大宝律令編纂に加わっていたことをあげられている。(◎と同じ)ただし、井上光貞によれば、大宝律令編纂期間が從来の『続日本紀』の記事の解釈では短期間であることから、大宝令の編纂は文武4年3月以前に終了していたという見方も示されている。(井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」日本思想大系『律令』昭和51年) いずれにせよ、道昭の火葬と大宝令の成立は時期的にあまりにも近接しており、道昭自身の火葬が大宝令に直接影響したとするのは困難ではなかろうか。

なお、8世紀初頭の火葬墓は、埋納法や墓誌伴出例、あるいは持統、文武両天皇の火葬例などからすれば、「墓」としての存続を意識した葬法と考えられる。したがって、「大藏」を火葬による散骨としたならば、初期の火葬には2種の葬法が存在したことになる。

編集後記

- ☆ 6号を刊行してから約一年半。予定より少し遅れましたが、無事に発行することができました。
- ☆ 昭和51年以来続けてきました「長尾山の古墳群」の測量調査報告(IV)を掲載する予定でしたが、諸般の事情で調査が遅れ、現在まだ調査中ですので、残念ながら今回の掲載は見送らざるを得ませんでした。次号ではぜひ掲載したいと思います。
- ☆ 当研究会は'80年夏、尼崎市中ノ田遺跡、滋賀県高島郡朽木村池の沢遺跡の発掘調査を担当しました。このうち池の沢遺跡については、滋賀県教育委員会の協力を得て、その概要を報告することになりました。庭園遺跡ということで、はじめは少しまどいもありましたが、なんとかまとめることができました。この報告が鎌倉時代の庭園を考える上での基礎資料になることを望んでいます。
- ☆ 今回は、当研究会発足当初から御指導していただいている武藤誠先生(関西学院大学名誉教授、現在、黒川古文化研究所所長)から玉稿をいただきました。昭和初期の関学構内古墳を知る上で貴重な資料となることでしょう。
- ☆ このほか、研究会OBの岡野慶隆氏(川西市教育委員会)から書評を、坂井秀弥氏(新潟県教育委員会)から研究ノートを御寄稿していただきました。
- ☆ 本誌作成中、長年にわたって当研究会員として活躍された中村まどかさんが逝去されました。謹んで御冥福をお祈りいたします。彼女の訃報に接し、我々研究会員一同は、彼女の分まで努力していくと思っています。

顧問：福島 舟和(文学部・助教授)
木谷 秀次(文・4) 上谷 恵(文・4) 納谷 守幸(文・4)
中村まゆみ(文・1) 山田 勝彦(文・1) 渡部 俊哉(文・1)
畠野 晚美(社・1) 横山 仁美(社・1) 岸山 佳宏(法・1)
阿南 利彦(法・1)

関西学院考古 第7号

発行日 昭和56年11月3日

編集・発行 関西学院大学考古学研究会

西宮市上ヶ原 関西学院大学文学部内

振替 神戸 1-43151

印刷 富士出版印刷株式会社

